

○豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会規則

平成27年1月6日

規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、市民ホール条例（昭和43年豊中市条例第20号。以下「条例」という。）第26条第2項の規定に基づき、豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、条例第2条に規定する市民ホール、豊中市立伝統芸能館条例（平成7年豊中市条例第18号）第2条に規定する豊中市立伝統芸能館、豊中市立市民ギャラリー条例（平成13年豊中市条例第42号）第2条に規定する豊中市立市民ギャラリー及び文化施設等自動車駐車場条例（平成12年豊中市条例第43号）第2条に規定する豊中市立文化芸術センター等駐車場に係る指定管理者の選定及び管理状況の評価について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 市長は、前2項に規定するほか、前条に規定する評価を行う場合は、市民のうちから委嘱する委員2人を委員会に加えることができる。

4 前項の委員は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員の任期)

第4条 委員は、第2条に規定する評価に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 市長は、特別の理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

2 会長は、第3条第2項に規定する委員の互選によって定める。ただし、同条第3項及び第4項の規定により委員2人が追加されたときは、改めて当該委員を含む全ての委員の互選により会長を定めることができる。

- 3 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市活力部魅力文化創造課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年1月16日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び会長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。
- 3 この規則の施行の日から市民ホール条例の一部を改正する条例(平成26年豊中市条例第67号)第2条の規定の施行の日の前日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「市民ホール及び」とあるのは、「市民ホール及び市民ホール条例の一部を改正する条例(平成26年豊中市条例第67号)第2条の規定による改正後の条例第2条に規定する豊中市立文化芸術センター並びに」とする。
- 4 この規則の施行の日から文化施設等自動車駐車場条例の一部を改正する条例(平成26年豊中市条例第69号)第2条の規定の施行の日の前日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「文化施設等自動車駐車場条例」とあるのは、「文化施設等自動車駐車場条例の一部を改正する条例(平成26年豊中市条例第69号)第2条の規定による改正後の文化施設等自動車駐車場条例」とする。

附 則 (平成27年3月25日規則第20号抄)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年１１月２８日規則第３４号）

この規則は、令和元年１２月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２３日規則第２２号抄）

１ この規則は、令和３年４月１日から施行する。